

## 熊本市避難所運営委員会活動支援助成金交付要綱

制定 令和5年3月31日市長決裁

改正 令和5年9月30日防災対策課長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、校区（地区）防災連絡会（熊本市地域防災計画[共通編]第3章第4節第6項に定める校区防災連絡会をいう。以下同じ。）が設置する避難所運営委員会（熊本市地域防災計画[共通編]第3章第4節第6項に定める避難所運営委員会をいう。以下同じ。）の活動に対する助成を行うことにより、各避難所運営委員会の避難所開設運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）の作成等を促進させ、もって地域の防災力の向上を図ることを目的とする。

### (助成の方法)

第2条 予算の範囲内において、校区（地区）防災連絡会に対し、熊本市避難所運営委員会活動支援助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

2 助成金の申請は、一つの校区（地区）防災連絡会につき当該年度に1回限りとする。ただし、第5条に基づく交付決定後、新たに避難所運営委員会が設置された場合は、当該避難所運営委員会についてのみ、第4条に基づき申請することができる。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、申請する校区（地区）防災連絡会が設置する一つの避難所運営委員会につき上限30,000円とする。

2 前項の額は、申請に基づき、次に掲げる取組区分に応じ、当該各号につき10,000円の合計額とする。

- (1) マニュアルの作成や改訂等のための会議を年に2回以上実施
- (2) マニュアルを基に訓練を実施
- (3) 新たにマニュアルを作成、または訓練等を基にマニュアルを改訂

### (交付の申請)

第4条 助成金の交付申請をしようとする校区（地区）防災連絡会の代表者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、助成金の交付の対象となる事務又は事業（以下「助成事業」という。）の実施前に市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業計画書
- (2) 校区（地区）防災連絡会規約
- (3) 校区（地区）防災連絡会名簿
- (4) 避難所運営委員会規約
- (5) 避難所運営委員会名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定等)

第5条 市長は、助成金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認

めるときは、助成の決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。また、適当でないとするときは、不交付の決定を行い、助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（計画変更の申請等）

第6条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なく助成事業計画変更申請書（様式第4号）に変更後の事業計画書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 助成金の交付の対象となる取組区分を変更しようとするとき。
- (2) 助成金の交付の対象となる事務又は事業（以下「助成事業」という。）を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業の遂行が困難となったときは遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならないこととする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には助成金交付取消・変更通知書（様式第5号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（実績報告）

第7条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 助成金実績報告書（様式第6号）
- (2) マニュアル（作成済みの場合に限る）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき又は助成決定額を減額したときは、交付すべき助成金の額を交付決定通知に基づき確定し、助成金交付確定通知書（様式第7号）により当該助成事業者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 助成金は、前条により確定した額を助成事業の終了後に交付するものとする。

（返還）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（熊本市補助金等交付規則との関係）

第11条 この要綱による助成金の交付については、熊本市補助金等交付規則（昭和43年

規則第 44 号) 第 8 条の規定を除き、同規則の規定は適用しない。

(補足)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

助成金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

校区（地区）防災連絡会名\_\_\_\_\_

申請者 代表者住所\_\_\_\_\_

代表者名\_\_\_\_\_

連絡先電話番号\_\_\_\_\_

熊本市避難所運営委員会活動支援助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 助成金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

（算出の基礎）

避難所運営 委員会名称	取組区分 (第3条第2項)	事業計画の有無	金額
_____避難所 運営委員会	第1号	あり ・ なし	_____円
	第2号	あり ・ なし	_____円
	第3号	あり ・ なし	_____円
_____避難所 運営委員会	第1号	あり ・ なし	_____円
	第2号	あり ・ なし	_____円
	第3号	あり ・ なし	_____円

※取組区分（第3条第2項）

第1号 マニュアルの作成や改訂等のための会議を年に2回以上実施

第2号 マニュアルを基に訓練を実施

第3号 新たにマニュアルを作成、または訓練等を基にマニュアルを改訂

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 校区（地区）防災連絡会規約
- (3) 校区（地区）防災連絡会名簿
- (4) 避難所運営委員会規約
- (5) 避難所運営委員会名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

校区（地区）防災連絡会名

代表者住所

代表者名

熊本市長 印

### 助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました熊本市避難所運営委員会活動支援助成金については、熊本市避難所運営委員会活動支援助成金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付を決定したので通知します。

#### 記

- 1 助成金交付額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 助成金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 3 交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 助成事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
  - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
  - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
  - (4) 助成事業終了後 30 日又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書等を市長に提出しなければならない。
- 4 助成の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が助成を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じる。この場合において、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 5 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の助成金があるときは、当該他の助成金の交付を一時停止する。
- 6 本市監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を行う。
- 7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴する。

様式第3号（第5条関係）

発第 号  
年 月 日

校区（地区）防災連絡会名

代表者住所

代表者名

熊本市長 印

### 助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました熊本市避難所運営委員会活動支援助成金については、熊本市避難所運営委員会活動支援助成金交付要綱第5条の規定に基づき、次の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

#### 1 交付しない理由

助成事業計画変更申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

校区（地区）防災連絡会名\_\_\_\_\_

申請者 代表者住所\_\_\_\_\_

代表者名\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日付け \_\_\_\_\_発第 \_\_\_\_\_号で助成金交付決定通知のあった \_\_\_\_\_年度事業については、下記のとおり計画変更したので御承認願います。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類

助成金交付決定通知書

- 4 その他

様式第5号（第6条関係）

発第 号  
年 月 日

校区（地区）防災連絡会名

代表者住所

代表者名

熊本市長 印

助成金交付取消・変更通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年  
度事業に対する助成金については、熊本市避難所運営委員会活動支援助成金交付要  
綱第6条の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 助成金 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 取消・変更の理由

助成金実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

校区（地区）防災連絡会名\_\_\_\_\_

申請者 代表者住所\_\_\_\_\_

代表者名\_\_\_\_\_

熊本市避難所運営委員会活動支援助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

実施月日	取組 区分	年度（ _____ 年度）の実施内容	場所等

※次ページに、会議・訓練等の状況写真を実施日ごとに掲載してください。

会議、訓練の写真

月 日 取組区分 ( )
月 日 取組区分 ( )
月 日 取組区分 ( )

様式第7号（第8条関係）

発第 号  
年 月 日

校区（地区）防災連絡会名

代表者住所

代表者名

熊本市長 印

助成金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年  
度 事業に対する助成金については、熊本市避難所運営委員会活動支援助成  
金交付要綱第8条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

助成金 金 \_\_\_\_\_ 円